

前橋市使用済自動車等の解体業又は破砕業に係る施設の事前協議等に関する規程

目次

第1章 総論（第1条－第4条）

第2章 施設の設置等に係る事前協議（第5条－第20条）

第3章 解体業等の許可の申請等（第21条・第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

第1章 総論

（目的）

第1条 この規程は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、使用済自動車等の解体業等を行おうとする場合における施設の設置等に当たり、当該施設を用いて行う解体業等の許可等の事前審査及び当該施設の設置者に対し前橋市が行う指導に必要な事項を定め、もって、当該施設の構造を適正なものとするとともに、解体業等を行う者の法への円滑な対応を促進し、法で定める解体業等の許可等の手続の迅速化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 解体業 法第2条第13項に規定する解体業をいう。
- (2) 破砕業 法第2条第14項に規定する破砕業をいう。
- (3) 解体業等 解体業及び破砕業をいう。
- (4) 解体業の許可 法第60条第1項に規定する許可をいう。
- (5) 破砕業の許可 法第67条第1項に規定する許可をいう。
- (6) 解体業等の許可 解体業の許可又は破砕業の許可をいう。
- (7) 破砕業の変更の許可 法第70条第1項に規定する事業の範囲の変更の許可（施設の変更を伴うものに限る。）をいう。
- (8) 解体業等の変更の届出 法第63条第1項又は第71条第1項の変更の届出（法第61条第1項第5号又は第68条第1項第6号に規定する事項に係るものに限る、解体業等の運営に影響のない軽微な変更であるものを除く。）をいう。
- (9) 施設 解体業若しくは破砕業の用に供する設備又は使用済自動車、解体自動車若しくは自動車破砕残渣を保管する場所をいう。
- (10) 施設の設置等 施設の設置又は変更をいう。
- (11) 使用済自動車 法第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- (12) 解体自動車 法第2条第3項に規定する解体自動車をいう。
- (13) 自動車破砕残さ 法第2条第5項に規定する自動車破砕残さをいう。

（施設設置者の責務）

第3条 施設の設置等を行い又は行おうとする者（以下「施設設置者」という。）は、法及びこれに基づく政令及び省令、その他関係法令並びにこの規程を遵守するとともに、施設の適正な維持管理及び解体業等の適正な運営に努めなければならない。

2 施設設置者は、施設の維持管理及び解体業等の運営に当たっては、周辺地域の生活環境の保全上支障を生じさせ又は生じさせるおそれがあると認められる行為を行わないよう努めなければならない。

3 施設設置者は、施設の維持管理又は解体業等の運営により、前項の生活環境保全上の支障を生じさせた場合は、速やかに当該支障の除去等の措置を講じるよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、施設の適正な維持管理及び解体業等の適正な運営を確保するため、施設設置者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

第2章 施設の設置等に係る事前協議

(施設の設置等に係る事前協議)

第5条 次の各号に掲げる者は、施設の設置等をしようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、当該施設が第9条第1項各号に掲げる基準に適合することが確実に見込まれると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 解体業等の許可の申請（法第60条第2項又は第67条第2項の更新の申請を除く。）を行おうとする者
- (2) 破砕業の変更の許可の申請を行おうとする者
- (3) 解体業等の変更の届出を行おうとする者

(協議書の提出)

第6条 前条の協議を行う者（以下「協議者」という。）は、次に掲げる事項を記載した解体業又は破砕業に係る施設の事前協議書（別記様式第1号。以下「協議書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 施設を用いて行う事業の種類
- (3) 施設の概要及び設置予定地（前条第2号又は第3号に掲げる者が行う協議（以下「施設の変更に伴う協議」という。）にあっては、所在地。以下「設置予定地等」という。）
- (4) 施設の変更に伴う協議にあっては、当該変更の内容
- (5) 施設を用いて行う作業の概要

2 前項第2号から第5号に規定する事項は、当該施設が複数の区域に区分されてあるときは、当該区域の区分ごとに記載することとする。

(協議書の添付書類)

第7条 協議書には、施設に係る次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の設置計画書（別記様式第2号）
- (2) 位置図及び付近の見取図
- (3) 施設の構造等を明らかにする次の書類
 - イ 平面図
 - ロ 立面図
 - ハ 断面図
 - ニ 構造図
 - ホ 設計計算書

(4) 前各号に定めるものの他市長が必要と認める書類

(現地調査)

第8条 市長は、協議書が提出されたときは、施設の設置予定地等を、協議者の立会いの上、実地に調査するものとする。

(協議における指導事項)

第9条 市長は、前条の現地調査の結果を踏まえ、協議書の記載事項及び設置予定地等の状況等(以下「協議の内容」という。)が次の各号に掲げる基準(以下「指導基準」という。)に適合していることを確認するものとする。

- (1) 施設の構造に関する基準
- (2) 周辺地域の生活環境への影響に関する基準

2 市長は、前条の現地調査の結果を踏まえ、協議の内容が指導基準に適合しないと認められる場合は、協議者に対し、指導基準に適合させるよう書面により指導するものとする。

(解体業に係る施設の構造に関する基準)

第10条 解体業に係る施設の前条第1項第1号の基準は、当該施設が、次の各号に定める構造を有することとする。

- (1) 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所(以下「解体作業場」という。)以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。
- (2) 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所が第1号に掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられる場合は、この限りでない。
 - イ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられること。
 - ロ 廃油の施設からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられること。
- (3) 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油(自動車の燃料に限る。以下この号において同じ。)を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられること。
 - ロ 廃油の施設からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置及びこれに接続している排水溝が設けられること。
- (4) 次に掲げる要件を満たす解体作業場を設けること。
 - イ 使用済自動車から廃油(自動車の燃料を除く。以下このイにおいて同じ。)及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収される場合は、この限りでない。
 - ロ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられること。

ハ 廃油の施設からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられること。ただし、解体作業場の構造上廃油が施設から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の施設からの流出を防止するために必要な措置が講じられる場合は、この限りでない。

ニ 雨水等による廃油及び廃液の施設からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の施設からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

(5) 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられる場合は、この限りでない。

イ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられること。

ロ 雨水等による廃油及び廃液の施設からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水がかからないようにするための設備を有すること。

(破砕業に係る施設の構造に関する基準)

第11条 破砕業に係る施設の第9条第1項第1号の基準は、当該施設が、次の各号に定める構造を有することとする。

(1) みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を設けること。

(2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられる施設を設けること。

(3) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。

イ 解体自動車の破砕を行うための施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第37号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（ロにおいて単に「産業廃棄物処理施設」という。）である場合にあっては、当該施設について同項又は廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定による許可を受けること。

ロ 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられる施設であること。

(4) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残渣を保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを設けること。

イ 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられること。

ロ 自動車破砕残渣の保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が施設から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分

な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（ハにおいて「排水処理施設等」という。）が設けられること。

ハ 雨水等による汚水の施設からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残渣に雨水等がかからないようにするための設備を設けること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の施設からの流出が防止できる場合は、この限りでない。

ニ 自動車破碎残渣が飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を設けること。

（周辺地域の生活環境への影響に関する基準）

第12条 第9条第1項第2号の基準は、設置予定地等において、施設の維持管理及び解体業等の運営が適正に行われ、かつ、周辺地域の生活環境の保全上の支障を生じさせ又は生じさせるおそれがないと認められることとする。

（協議の内容の指導基準への適合）

第13条 協議者は、第9条第2項の指導を受けたときは、当該指導に従い、協議の内容を指導基準に適合したものとしなければならない。

（協議者による報告書の提出）

第14条 協議者は、第9条第2項の指導を受けたときは、当該指導に対する報告書（別記様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の報告書には、前項の指導に対する協議者の意見及び対応を記載するものとする。

3 市長は、第1項の報告書の内容が指導基準に適合していることを確認するものとする。

（施設の設置等）

第15条 協議者は、協議書の記載事項及び前条第1項の報告書の内容が指導基準に適合すると認められた後、指導基準、当該協議書の記載事項及び当該報告書の内容（以下「指導基準等」という。）に即して、施設の設置等を行うものとする。

2 協議者は、前項の施設の設置等が終了したときは、施設設置等終了届（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（施設の確認）

第16条 市長は、前条第2項の施設設置等終了届が提出されたときは、当該施設を実地に調査し、当該施設及びその設置予定地等の状況等が指導基準等に適合していることを確認するものとする。

（調査後の是正指示）

第17条 市長は、前条の調査において、なお、施設及びその設置予定地等の状況等が指導基準等に適合していると確認されないときは、当該確認されない事項について、指導基準等に適合するよう、協議者に対し是正の指示を行うものとする。

2 前項の指示は書面で行う。

3 協議者は第1項の指示により、是正を行った場合は、市長に是正完了届（別記様式第5号）を提出する。

4 前項の是正完了届が提出されたときは、市長は、当該届に係る施設について、前条の施設の

確認を行うものとする。

(協議の取り下げ)

第18条 協議者は、当該協議を取り下げようとするときは、事前協議の取り下げに係る届(別記様式第6号)を市長に提出するものとする。

(協議の打切り)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、協議者に対し、協議の打切りを通知することができる。

- (1) 協議者が第9条第2項の指導を受けた日から1年以内に、協議書の記載事項及び第14条第1項の報告書の内容が第15条第1項の規定により指導基準に適合すると認められないとき
- (2) 協議書の記載事項及び第14条第1項の報告書の内容が第15条第1項の規定により指導基準に適合すると認められた日から1年以内に、協議者が施設の設置等に着手したと認められないとき
- (3) 協議者が第17条第1項の是正指示(是正指示が複数回行われた場合は、当該複数回の是正指示のうち最初のもの)を受けた日から1年以内に、施設及びその設置予定地等の状況等が指導基準等に適合すると認められないとき

(協議の終了)

第20条 市長は、第16条の施設の確認の結果、当該施設及びその設置予定地等の状況等が指導基準等に適合していると認めるときは、協議者に対し、協議終了の通知書を送付するものとする。

第3章 解体業等の許可の申請等

(解体業の許可申請等の手続)

第21条 第5条第1号の解体業等の許可の申請、同条第2号の破砕業の変更の許可の申請及び同条第3号の解体業等の変更の届出(以下「解体業等の許可の申請等」という。)は、前条の協議終了の通知書を受けた後遅滞なく行うものとする。

- 2 解体業等の許可の申請等を行う者は、当該解体業等の許可の申請等を行うに当たり、当該解体業等の許可の申請等の施設に係る事項が、当該施設に係るこの規程による事前協議の協議書の記載事項と相違しないようにしなければならない。
- 3 解体業等の許可の申請等を行う者は、解体業等の許可の申請書、破砕業の変更の許可の申請書又は解体業等の変更の届出書に、第20条の協議終了の通知書の写しを添付するものとする。

(再協議等の指示)

第22条 市長は、協議者が第20条の協議終了の通知書を受けた後解体業等の許可の申請等を行うまでに要すると認められる相当の期間を著しく超える期間を経過後に解体業等の許可の申請等を行おうとしたときは、第21条第1項の規定にかかわらず、当該協議者に対し、当該通知書に係る施設について第5条の協議を再度行うことその他必要と認める指示を行うことができる。

- 2 前項の規定は、前項の指示により再度行った協議について準用する。

第4章 雑則

(施設台帳の作成)

第23条 市長は協議が終了した施設について、施設台帳を作成することとする。

2 前項の施設台帳の作成は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。）によることができる。

（協議書等の様式）

第24条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 協議書（別記様式第一号）
- (2) 施設の設置計画書（別記様式第二号）
- (3) 報告書（別記様式第三号）
- (4) 施設設置等終了届（別記様式第四号）
- (5) 是正完了届（別記様式第五号）
- (6) 事前協議の取り下げに係る届（別記様式第六号）

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。